

自動車検査証の電子化に関する検討会（第8回）

議事次第

日 時：令和元年9月25日(水)14時00分～16時00分

場 所：国土交通省（中央合同庁舎3号）11階特別会議室

1. 利活用方策のアイデア募集とりまとめ結果の報告について
2. 利活用方策の検討について
3. 自動車検査証のICカード化のための技術的要件の検討について
4. IC自動車検査証導入後のOSS申請の充実・拡充の検討について

（配付資料）

議事次第

委員名簿

資料1 利活用方策のアイデア募集とりまとめ結果の報告

資料2 利活用方策の検討

資料3 自動車検査証のICカード化のための技術的要件の検討

資料4 IC自動車検査証導入後のOSS申請の充実・拡充の検討

参考資料 第7回検討会議事概要

自動車検査証の電子化に関する検討会
委員名簿

(敬称略、順不同)

○委員

(有識者)	石田 東生	筑波大学 名誉教授
	大山 永昭	東京工業大学科学技術創成研究院 特命教授
	川端 由美	自動車ジャーナリスト
	坂 明	(一財)日本サイバー犯罪対策センター 理事
	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部 教授
	関 哲朗	文教大学情報学部 教授
(関係団体等)	小濱 俊一	(一社)日本損害保険協会 自賠償保険固有業務PT リーダー
	大塚 謙二	日本行政書士会連合会 副会長
	小笠原 徹	地方税共同機構システム部 部長
	岡安 雅幸	(一社)全国自動車標板協議会 専務理事
	西本 俊幸	(独)自動車技術総合機構 審議役
	木場 宣行	(一社)日本自動車整備振興会連合会 専務理事
	島崎 有平	(一社)日本自動車販売協会連合会 常務理事
	徳永 泉	(一社)全国軽自動車協会連合会 専務理事
	堀内 俊樹	(一財)自動車検査登録情報協会 顧問
	岩田 剛和	軽自動車検査協会 理事
	武藤 孝弘	(一社)日本中古自動車販売協会連合会 専務理事
	和辻 健二	(一社)日本自動車工業会 常務理事
(行政機関)	奥田 直彦	内閣官房IT総合戦略室 参事官
	橋本 亮二	国土交通省総合政策局情報政策課 課長
	小山 慧	警察庁交通局交通企画課 課長補佐
	村中 俊治	交通規制課 課長補佐
	東 高士	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室 室長
○国土交通省	一見 勝之	自動車局長
	江坂 行弘	自動車局次長
	福田 守雄	大臣官房審議官(自動車局)
	小林 豊	自動車局総務課長
	江原一太郎	自動車局保障制度参事官
	山崎 孝章	自動車局環境政策課長
	野津 真生	自動車局技術政策課長
	久保田秀暢	自動車局審査・リコール課長
	平井 隆志	自動車局整備課長
	田中 賢二	自動車局自動車情報課長
	森原紀代子	自動車局自動車情報課課長補佐

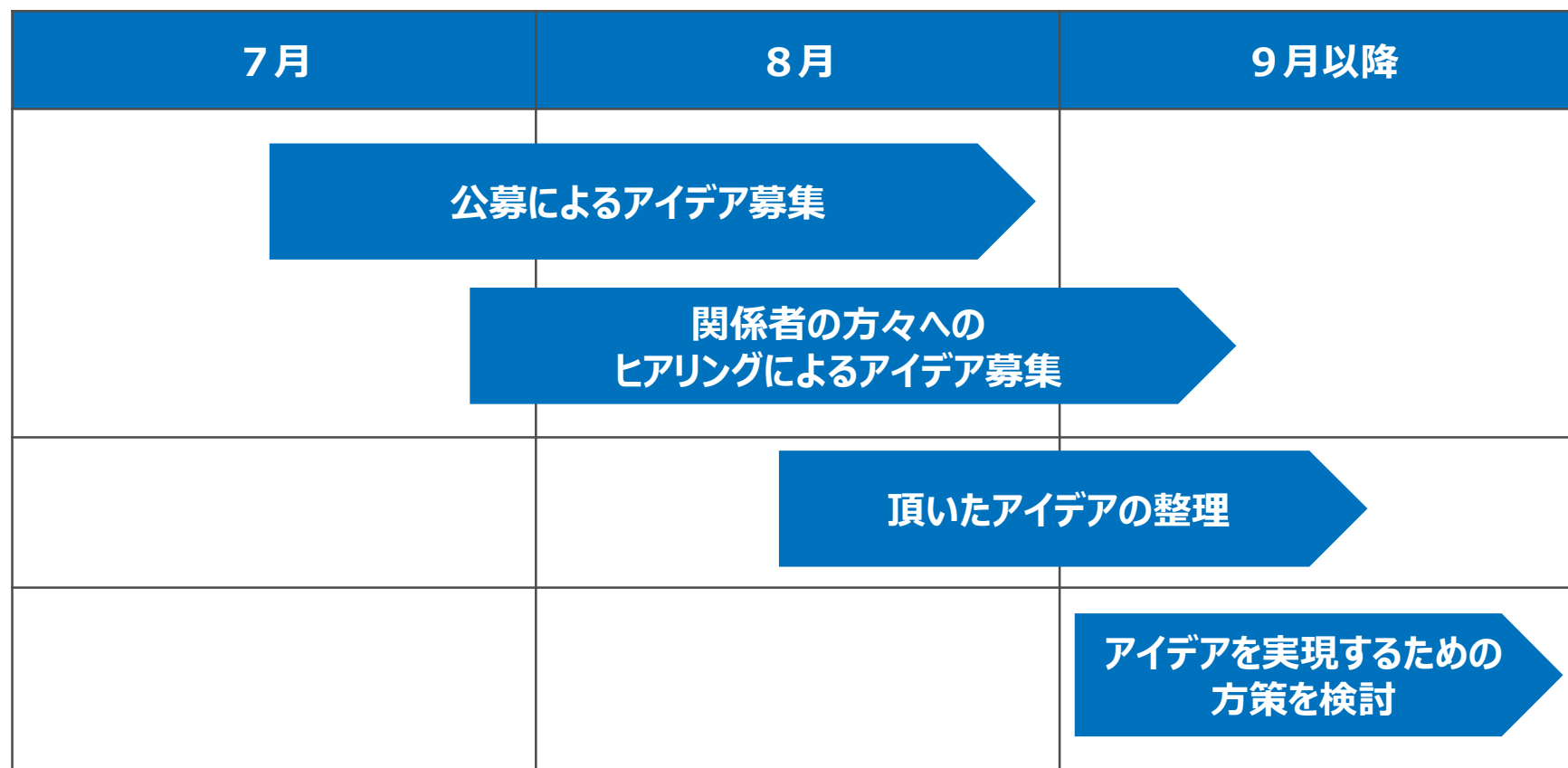
資料1 利活用方策のアイデア募集 とりまとめ結果の報告

1. アイデア募集およびヒアリング 実施概要

IC自動車検査証の利活用方策のアイデア募集

- IC自動車検査証の利活用方策の検討にあたり、幅広い関係者の方々からの意見を参考とするため、公募および関係者の方々へのヒアリングを実施し、利活用方策のアイデアを募集。

【スケジュール】



IC自動車検査証の利活用方策のアイデア募集 実績

- 公募とヒアリングにより頂いたアイデアの総数は374件です。
 - 公募の応募者数は65者、アイデア件数は180件
(その他利活用方策以外のアイデア含むと247件)
 - ヒアリングの団体数は19者、アイデア件数は194件
(その他利活用方策以外のアイデア含むと243件)

	応募数・ヒアリング者数	アイデアの件数 (その他利活用方策以外のアイデア含む)
アイデアの 総数		374件 (その他利活用方策以外のアイデア含むと490件)
公募による アイデア募集	応募者数 65者 (<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者からの応募37者 ➢ 個人からの応募28者)	180件 (その他利活用方策以外のアイデア含むと247件)
ヒアリングによる アイデア募集	ヒアリング団体数 19者	194件 (その他利活用方策以外のアイデア含むと243件)

- 公募による募集と並行して、以下の関係事業者及び団体の方々にヒアリングを実施。

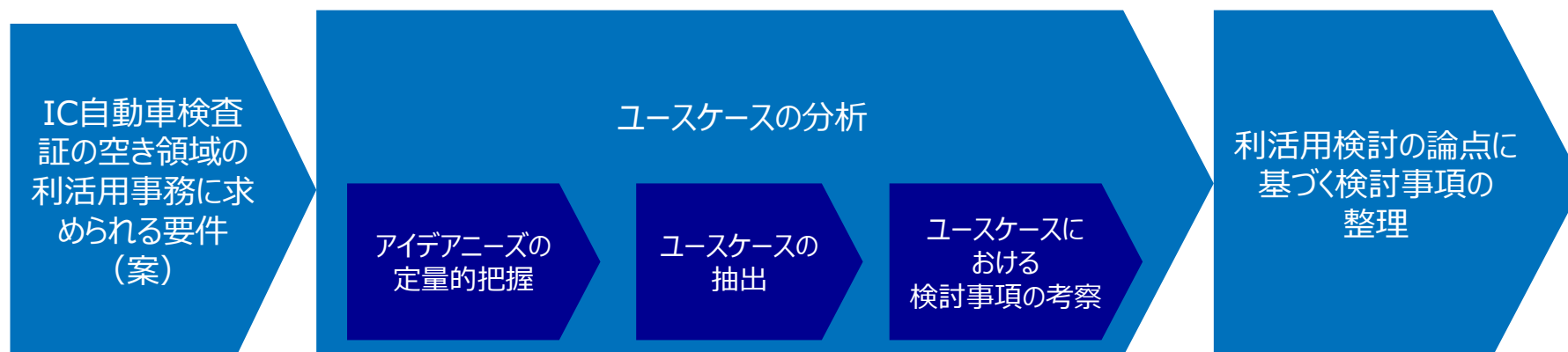
ヒアリング先	
自動車販売	カー用品販売店
車検・整備	保険
運送事業	駐車場（カーシェア）
リース事業	その他

※順不同

2. アイデアの整理

アイデア整理の方針

- 公募及びヒアリングで取得したアイデアは以下のステップで整理し、IC自動車検査証の空き領域等の利活用方策について検討を行う。



多様なアイデアニーズに基づくユースケースを分析する観点として、IC自動車検査証の空き領域の利活用事務に求められる要件（案）を設定

公募及びヒアリングで取得したアイデアで用いる情報について定量的に整理

代表的なユースケースを抽出

ユースケースを用いて、アイデア実現のため、制度面・技術面・運用面における検討事項を、定性的に考察

ユースケースを分析し、制度面・技術面・運用面の視点から検討事項を整理。ICチップ利活用方策案の検討につなげる

- 多様なアイデアニーズに基づくユースケースを分析する観点として、IC自動車検査証の空き領域の利活用事務に求められる要件（案）を設定。

1 目的（アイデアの趣旨）

- 政策・経営課題の解決に資すること
（例：ユーザーの利便性の向上、安全性の向上、政策の実効性向上、業務の効率化）
- 自動車検査証との親和性（非代替性）
- 従来の仕組みでは実現困難又は非効率であること
- 十分に利用される見込みがあること 等

2 仕組み

2-1 制度面

- 現行法制度との整合性
- アプリの搭載・消去に関する権限管理
- IC自動車検査証に記録された情報の適切な取り扱い（特に、個人情報を含む場合） 等

2-2 技術面

- IC自動車検査証の空き容量の有限性
- セキュリティ確保（自動車検査証記録情報の改ざん防止等）
- IC自動車検査証に記録された情報の真正性の担保措置
- アプリの開発において準拠するべきルール 等

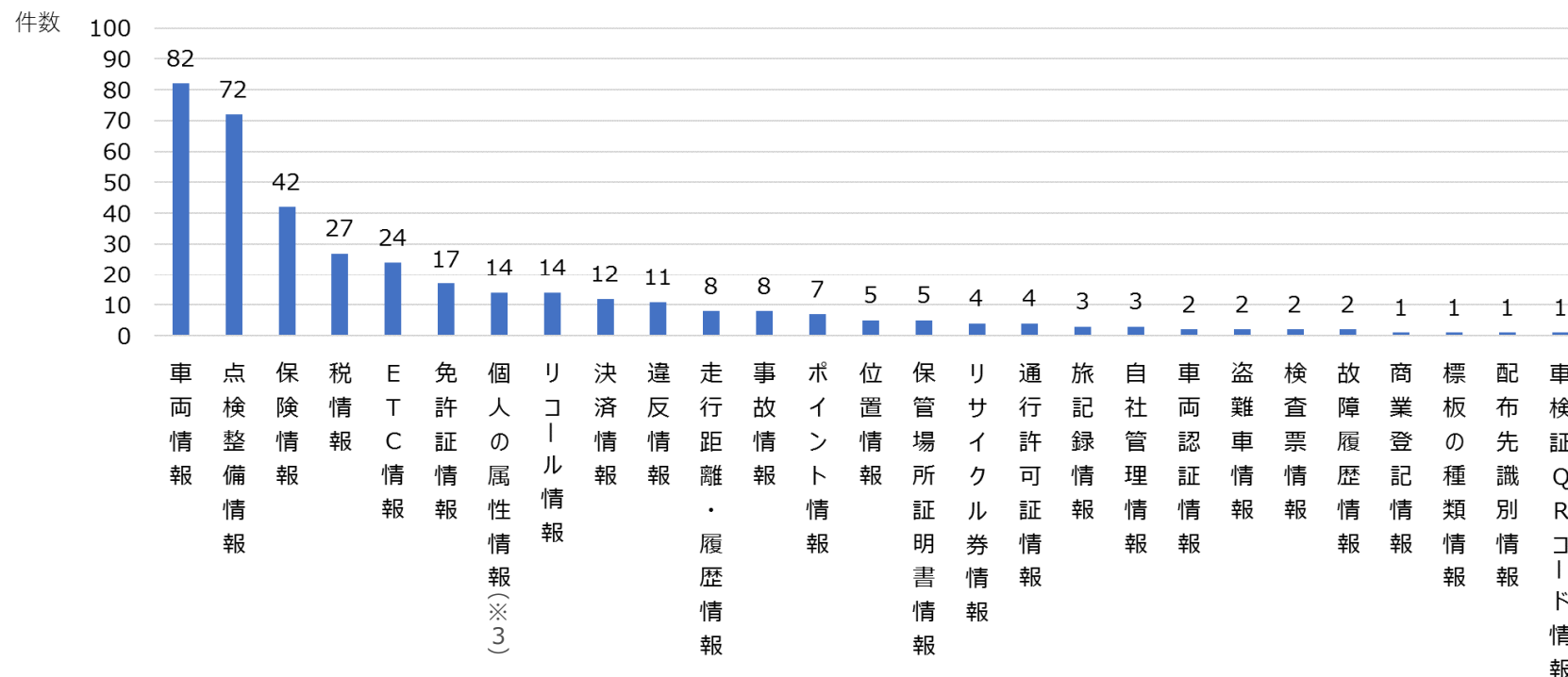
2-3 運用面

- 国による管理コストの抑制
- 運営主体の安定性
- 利活用事務の継続性 等

アイデアニーズの定量化

- 公募及びヒアリングで取得した空き領域の利活用に関するアイデアで用いる情報（※1）について、定量的に整理。
- アイデアで用いる情報としては車両情報（※2）が最も多く、次いで点検・整備情報、自賠責等の保険情報、税納付状況等の税情報と続く。

アイデアで用いられる情報



※1 自動車検査証情報についてはフェーズ1で検討していることから、今回の空き領域利活用に関するアイデアニーズの集計には含んでない。別添のアイデアリスト一覧には掲載している。

※2 ここでは、購入情報、ASV情報、取扱説明書、機種記号、車体色、本体価格情報等のことを示す。

※3 ここでは、血液型・持病などの情報のことを示す。

アイデアのユースケース抽出

- 代表的なユースケースを用いて、ユースケース毎にIC自動車検査証の空き領域の利活用事務に求められる要件に沿って考察する。

	用いる情報	利活用アイデアの例示
1	車両情報	車両のモデルグレード名・取扱説明書・車台番号の打刻位置などを格納すれば、点検整備での車両情報確認や2次流通での中古車販売事業者からメーカーへの問い合わせの負担軽減になる。
2	点検整備情報	整備情報をデータとしてIC自動車検査証に格納することにより、整備事業者にとって点検整備の際、整備情報の管理が容易となり、点検整備の効率化が図られるほか、自動車ユーザーにとっても整備履歴の管理が容易となり、点検整備の励行促進につながる。さらに、過去の整備履歴を参考にすることが可能となるため、中古車の適切な査定につながる。
3	保険情報	自賠責保険情報をIC自動車検査証に格納する。
4	ポイント情報	IC自動車検査証を、車両に関連する事業者（ディーラー、ガソリンスタンド、JAF）の会員証や会員向けポイントカードシステムの代わりとして活用する。
5	旅記録情報	旅行先での記念スタンプのように、走行到着記念歴、北海道網走や知床半島走行到達歴の記録など、車の旅記録があると面白い。また、旅行先において旅記録が更新された場合に、当該地域で使える割引ポイントが付与される等、旅行者にインセンティブを与えられるような仕組みにする（地域の活性化や旅行動向に関するビッグデータの収集にも寄与）。
その他	免許証情報	IC自動車検査証（諸元情報）と免許証情報を組み合わせることで、運行予定の車両に対する資格の確認を確実かつ効率的に行える。

※他にも同じ情報を用いて、多くのアイデアを頂きましたが、ユースケースとして各情報から1つのユースケースを抽出しています。

3. アイデアのユースケースからの考察

ユースケース①：車両情報を格納した利活用

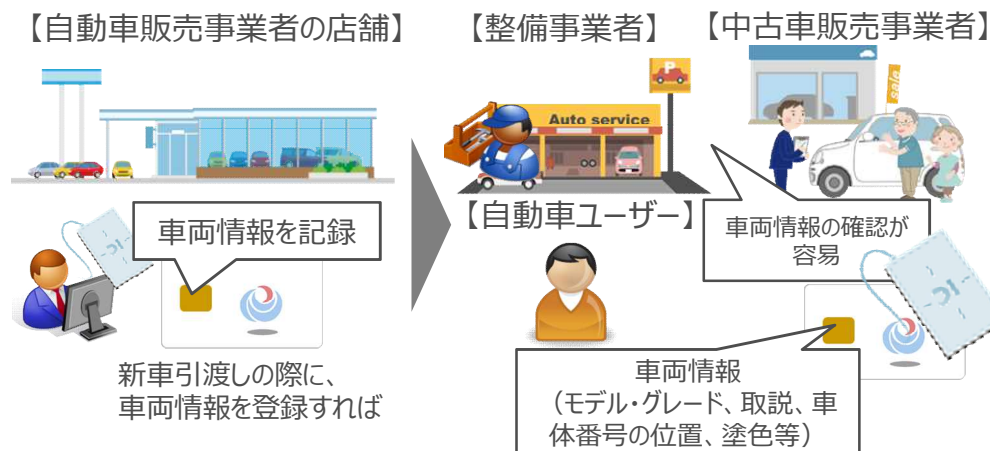
用いる情報

利活用方策のアイデア

車両情報

車両のモデルグレード名・取扱説明書・車台番号の打刻位置などを格納すれば、点検整備での車両情報確認や2次流通での中古車販売事業者からメーカーへの問い合わせ等の負担軽減になる。

項目	アイデアから想定される状況
アプリの搭載者	<ul style="list-style-type: none"> 自動車販売事業者
情報の記録機会	<ul style="list-style-type: none"> 新車登録時に記録、以後更新なし
情報の記録者	<ul style="list-style-type: none"> 自動車販売事業者
IC自動車検査証に持たせる機能	<ul style="list-style-type: none"> 車両情報の記録、閲覧
情報の閲覧者	<ul style="list-style-type: none"> 自動車販売事業者 点検整備事業者 2次流通に関わる事業者 自動車ユーザー
必要な端末やシステム	<ul style="list-style-type: none"> ICカードリーダー/ライタ 記録、閲覧用アプリ
活用が想定されるシステム	<ul style="list-style-type: none"> 車両情報が記録された、各自動車販売事業者の業務システム
自動車検査登録手続きとの関係	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査登録手続きにおいて必要な情報は含まれない
個人情報の取り扱い有無	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報は含まれない
関連する法制度の有無	<ul style="list-style-type: none"> —



検討事項 (案)

1 目的 (アイデアの趣旨)

- ・自動車ユーザーの利便性の向上・自動車関連産業の業務効率化につながる。
- ・整備・2次流通関連産業に携わる事業者数が多く、潜在的なニーズが見込まれる。

2 仕組み

○制度面

- ・アプリの搭載者、情報の記録者及び情報の閲覧者を限定し、管理する仕組みが必要か。

○技術面

- ・情報のデータ量はどの程度を見込むか。
- ・自動車販売事業者毎に情報の記載ルールが異なるのではないか。
- ・記録された情報の真正性を確認する仕組みが必要か。

○運用面

- ・変更登録等で自動車検査証が新たに交付された際、情報を引き継ぐ仕組みが必要か。

ユースケース②：点検整備情報を格納した利活用

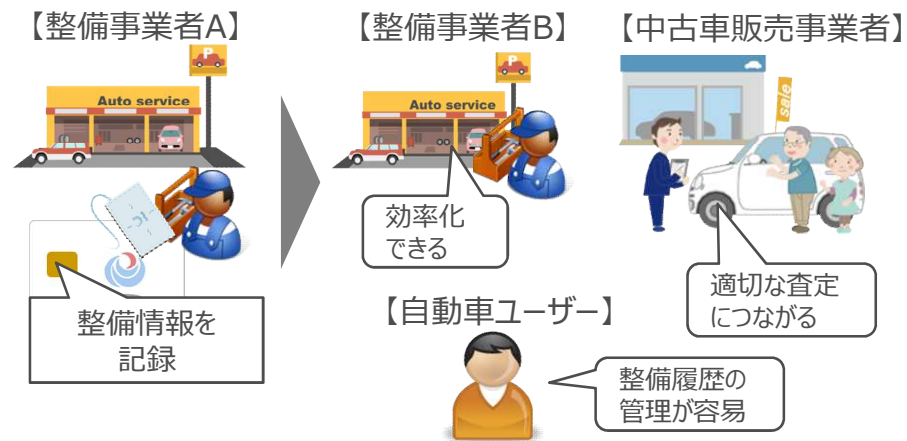
用いる情報

利活用方策のアイデア

点検整備情報

整備情報をデータとしてIC自動車検査証に格納することにより、整備事業者にとって点検整備の際、整備情報の管理が容易となり、点検整備の効率化が図られるほか、自動車ユーザーにとっても整備履歴の管理が容易となり、点検整備の励行促進につながる。さらに、過去の整備履歴を参考にすることが可能となるため、中古車の適切な査定につながる。

項目	アイデアから想定される状況
アプリの搭載者	<ul style="list-style-type: none"> 整備事業者
情報の記録機会	<ul style="list-style-type: none"> 整備実施時
情報の記録者	<ul style="list-style-type: none"> 整備事業者
IC自動車検査証に持たせる機能	<ul style="list-style-type: none"> 整備情報の記録・閲覧・追記
情報の閲覧者	<ul style="list-style-type: none"> 整備事業者 自動車ユーザー 2次流通に関わる事業者
必要な端末やシステム	<ul style="list-style-type: none"> ICカードリーダー/ライタ 記録、閲覧用アプリ
活用が想定されるシステム	<ul style="list-style-type: none"> 整備情報が記録された業務システム
自動車検査登録手続きとの関係	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査登録手続きにおいて必要な情報は含まれない
個人情報の取り扱い有無	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報を含まないことも可能
関連する法制度の有無	<ul style="list-style-type: none"> —



検討事項（案）

1 目的（アイデアの趣旨）

- 自動車関連産業の業務効率化につながる。
- 整備・2次流通関連産業に携わる事業者数が多く潜在的なニーズが見込まれるとともに、自動車ユーザーによる点検整備の励行促進につながる。

2 仕組み

○制度面

- アプリの搭載者、情報の記録者及び情報の閲覧者を限定し、管理する仕組みが必要か。

○技術面

- 情報のデータ量はどの程度を見込むか。
- 記録された情報の真正性が担保される仕組みが必要か。

○運用面

- 変更登録等で自動車検査証が新たに交付された際、情報を引き継ぐ仕組みが必要か。
- 情報の記録主体となる点検整備事業者が複数存在することから、多数の事業者が共通で活用できる仕組みが必要とならないか。

ユースケース③：保険情報を格納した利活用

用いる情報

利活用方策のアイデア

保険情報

自賠責保険情報をIC自動車検査証に格納する。

項目	アイデアから想定される状況
アプリの搭載者	<ul style="list-style-type: none"> 損害保険会社
情報の記録機会	<ul style="list-style-type: none"> 新規加入時ならびに更新時と変更時
情報の記録者	<ul style="list-style-type: none"> 損害保険会社の代理店
IC自動車検査証に持たせる機能	<ul style="list-style-type: none"> 証明書番号等の自賠責保険情報を記録
情報の閲覧者	<ul style="list-style-type: none"> 自動車ユーザー 損害保険会社 警察（事故時）
必要な端末やシステム	<ul style="list-style-type: none"> ICカードリーダー/ライタ 記録、閲覧用アプリ
活用が想定されるシステム	<ul style="list-style-type: none"> 自賠責保険情報が記録された、損害保険会社の業務システム
自動車検査登録手続きとの関係	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査登録手続きにおいて必要な情報が含まれる
個人情報の取り扱い有無	<ul style="list-style-type: none"> 自賠責保険の加入者情報
関連する法制度の有無	<ul style="list-style-type: none"> 自動車損害賠償保障法 保険法

【損保保険会社の代理店】

【警察】

【自動車ユーザー】


 保険情報を記録
(自賠責保険)


IC自動車検査証と自賠責保険証明書を一体的に管理できる！

検討事項（案）

1 目的（アイデアの趣旨）

- ・自動車ユーザーの利便性の向上・自動車関連産業の業務効率化につながる。
- ・自賠責保険に関わる事業者数が多く潜在的なニーズが見込まれるとともに、すべての自動車ユーザーが裨益する。

2 仕組み

○制度面

- ・アプリの搭載者、情報の記録者及び情報の閲覧者を限定し、管理する仕組みが必要か。
- ・制度を見直すのであれば、現行の制度趣旨を踏まえる必要があるか。

○技術面

- ・事故現場などにおいて、事故当事者等が自賠責保険情報を容易に確認できる仕組みが必要ではないか。
- ・自賠責保険情報は携行義務があるため、オフライン環境でも参照可能である必要があるのではないか。
- ・情報のデータ量はどの程度を見込むか。
- ・記録された情報の真正性が担保される仕組みが必要か。

○運用面

- ・自賠責保険の情報更新時に、証明書情報の再記録が必要か。
- ・すべての自賠責保険証が電子化されているわけではないため、紙との並行運用が必要となり、事務が複雑化し、経費の増加を招くのではないか。

ユースケース④：ポイント情報を格納した利活用

用いる情報

利活用方策のアイデア

ポイント情報

IC自動車検査証を、車両に関連する事業者（ディーラー、ガソリンスタンド、JAF）の会員証や会員向けポイントカードシステムの代わりとして活用する。

項目	アイデアから想定される状況
アプリの搭載者	<ul style="list-style-type: none"> 会員ポイントの提供事業者
情報の記録機会	<ul style="list-style-type: none"> ポイント付与、利用の際
情報の記録者	<ul style="list-style-type: none"> 会員ポイントの提供事業者
IC自動車検査証に持たせる機能	<ul style="list-style-type: none"> 会員ID等の記録機能
情報の閲覧者	<ul style="list-style-type: none"> 会員（自動車ユーザー） ポイント付与・利用する店舗等
必要な端末やシステム	<ul style="list-style-type: none"> ICカードリーダ/ライタ 記録、閲覧用アプリ
活用が想定されるシステム	<ul style="list-style-type: none"> 会員ポイントサービスを提供する業務システム
自動車検査登録手続きとの関係	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査登録手続きにおいて必要な情報は含まれない
個人情報の取り扱い有無	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報は含まれない
関連する法制度の有無	<ul style="list-style-type: none"> —

【会員ポイントの提供事業者】



複数の車関係のポイントカードを1枚で管理！



車に携行しているから、財布に入れ忘れの心配無し！

検討事項（案）

1 目的（アイデアの趣旨）

- ・自動車関連産業のサービス向上につながる。
- ・ポイント制度を利用する自動車関連事業者数は多く、潜在的なニーズが見込まれる。

2 仕組み

○制度面

- ・アプリの搭載者、情報の記録者及び情報の閲覧者を限定し、管理する仕組みが必要か。
- ・会員認証は会員IDのみとし、個人情報は記録しない仕組みとするのがいいのではないか。

○技術面

- ・情報のデータ量はどの程度を見込むか。

○運用面

- ・変更登録等で自動車検査証が新たに交付された際、情報を引き継ぐ仕組みが必要か。

ユースケース⑤：旅情報を格納した利活用

用いる情報

利活用方策のアイデア

旅記録情報

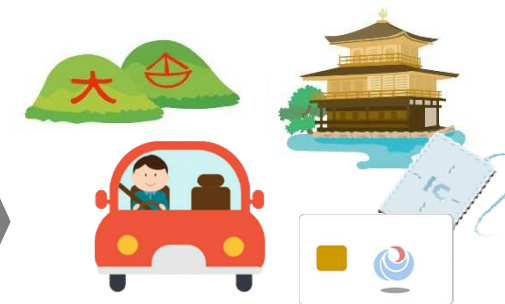
旅行先での記念スタンプのように、走行到着記念歴、北海道網走や知床半島走行到達歴の記録など、車の旅記録があると面白い。また、旅行先において旅記録が更新された場合に、当該地域で使える割引ポイントが付与される等、旅行者にインセンティブを与えられるような仕組みにする（地域の活性化や旅行動向に関するビッグデータの収集にも寄与）。

項目	アイデアから想定される状況
アプリの搭載者	<ul style="list-style-type: none"> 旅記録サービスの提供者（旅行会社）等
情報の記録機会	<ul style="list-style-type: none"> 旅記録の更新場所に到着したとき
情報の記録者	<ul style="list-style-type: none"> 旅記録の協力店舗（道の駅）等
IC自動車検査証に持たせる機能	<ul style="list-style-type: none"> 旅記録を管理可能とする情報の記録
情報の閲覧者	<ul style="list-style-type: none"> 自動車ユーザー 旅記録サービスの提供者（旅行会社）等
必要な端末やシステム	<ul style="list-style-type: none"> ICカードリーダー/ライター 記録、閲覧用アプリ
活用が想定されるシステム	<ul style="list-style-type: none"> 旅記録サービスを提供する業務システム
自動車検査登録手続きとの関係	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査登録手続きにおいて必要な情報は含まれない
個人情報の取り扱い有無	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報は含まれない
関連する法制度の有無	<ul style="list-style-type: none"> —

【旅記録の協力店舗（道の駅）等】



旅記録を管理できる仕組みを自動車検査証に入れて、旅情報を記録



車両が全国どこに行ったか旅の記録が残る！

検討事項（案）

1 目的（アイデアの趣旨）

- ・地域振興・観光振興につながる。
- ・スタンプラリー等、他業種で成功している事例もあり、一定のニーズを見込めるのではないか。
- ・他の仕組み（スマホ等）で実現可能ではないか。

2 仕組み

○制度面

- ・アプリの搭載者、情報の記録者及び情報の閲覧者を限定し、管理する仕組みが必要か。

○技術面

- ・情報のデータ量はどの程度を見込むか。
- ・記念スタンプ等の旅記録を蓄積・閲覧できる仕組みを準備する必要があるのではないか。

○運用面

- ・変更登録等で自動車検査証が新たに交付された際、情報を引き継ぐ仕組みが必要か。

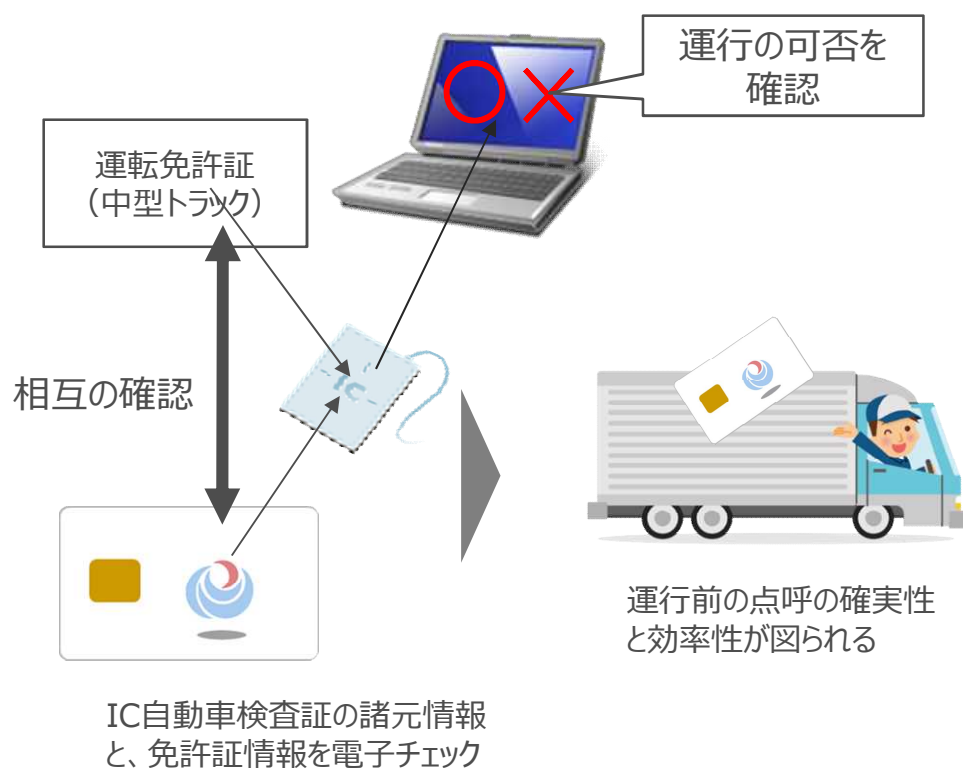
その他：免許証情報と連携した利活用

用いる情報

利活用方策のアイデア

自動車検査証情報
と免許証情報

IC自動車検査証（諸元情報）と免許証情報を組み合わせることで、運行予定の車両に対する資格の確認を確実にかつ効率的に行える。



検討事項（案）

1 目的（アイデアの趣旨）

- ・運送事業者をはじめとした自動車ユーザーの業務効率化及び利便性の向上につながる。
- ・免許資格と車両のマッチングのミスが軽減され、安心安全の確保につながる。
- ・運送事業に関わる事業者数は多く、潜在的なニーズが見込めるとともに、事故の減少を通じ社会全体が裨益する。

2 仕組み

○制度面

- ・現行の法制度で、免許証情報を読み出し、IC自動車検査証情報と連携させることは可能か。また、制約はあるか。

○技術面

- ・車両の諸元と免許証情報を組み合わせるシステムの構築等が必要か。
- ・アクセスできる情報を限定する等、セキュリティの確保が必要か。

○運用面

- ・限定車検証等の「限定的に運行可能な条件・状態」の場合は、IC自動車検査証がないため、活用できないケースがあるのではないか。

資料2 利活用方策の検討

IC自動車検査証の利活用イメージ

- IC自動車検査証の空き領域を用いて、官民さまざまなプレイヤーによる利活用を促進し、自動車関連産業の生産性向上、自動車ユーザーの利便性向上、各種行政活動の向上を目指す。

ポイントサービスの基盤

- ✓ 整備工場における点検・整備等に応じたポイントサービス
- ✓ ガソリンスタンドにおけるガソリン購入量、タイヤ交換等に応じたポイントサービス



その他の利活用策

- ✓ 新車販売時に車両の点検サービスをパック販売した際の点検チケット代わりとしてのICチップの活用



官民さまざまなプレイヤーによる利活用を促進

自動車関連産業の
生産性向上

自動車ユーザーの
利便性向上

各種行政活動の向上

IC自動車検査証の利活用検討における論点

○ IC自動車検査証の利活用方策を実現するために必要な検討事項として、制度面、技術面、運用面の観点から、以下の論点に基づき、アイデア整理等に基づき検討。

視点	利活用検討の論点	論点の内容
制度面	1. 利活用事務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用を行う者として規定されている、行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者それぞれにおける利活用事務の範囲を検討する。
	2. 利活用事務の主体の範囲	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用を行う者として規定されている、行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者それぞれにおける利活用主体の範囲を検討する。
	3. 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用事務及び利活用事務の主体に関し、国による関与の可否を検討する。 利活用事務の実施が認められる要件及びそのチェックの仕組みを検討する。 利活用事務の主体に対する管理・監督の可否を検討する。
技術面	4. 利活用方式	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用を実現する手段として、他の論点の整理を踏まえ、どのような方式が適用か、検討する。
	5. IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証を利活用する際に、システムにおいて国交省が実施すべき技術的措置及び利活用者側に求める環境・技術的条件を検討する。
	6. IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用における、記録事項の漏洩、減失又は毀損の防止等の安全管理措置の基準を検討する。
運用面	7. 利活用事務の各段階の留意点	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用事務の各段階における留意点について検討する。

(第7回検討会資料より)

ユースケースの考察から得た検討事項の整理(案)

○ 資料 1 におけるユースケースの考察から得た検討事項は以下のとおり。

視点	利活用検討の論点	検討事項の整理 (案)
制度面	1. 利活用事務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用をする主体（行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者）ごとに利活用事務の範囲を限定するべきか。 現在実施されていない又は効率性が向上するものであることが必要ではないか。 利用される見込みが十分にあることが必要ではないか。 現行の法制度上認められていないものについては、制度改正の見込みがあるか。
	2. 利活用事務の主体の範囲	<ul style="list-style-type: none"> アプリの搭載者、情報の記録者及び情報の閲覧者をそれぞれ限定する必要があるか。 記録された情報を利用する主体は広く認められるべきではないか。
	3. 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> アプリの開発やICカードへのアプリの搭載・消去について、国の関与が必要か。 ICカードへの情報の記録者等を限定する場合、どのような要件及びチェックの仕組みが必要か。 書込・閲覧等の権限をその主体ごとに管理する必要があるか。 また、管理が必要な場合、こういった単位（本店・営業所等）で権限を付与するか。
技術面	4. 利活用方式	<ul style="list-style-type: none"> データ量等に応じた利活用方式を実現する場合、自動車検査証情報以外に、ICチップに車両を識別する情報(車両ID等)を格納する方式が必要か。 多くの主体に共通的に利用される情報を記録し、誰でも情報を閲覧できる領域が必要か。 多様な利活用を可能とするため、使用できるデータ量の上限を設けるべきか。
	5. IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> 国交省と利活用の主体は、それぞれどのような環境（システム整備、機器の調達、データ容量等）やカード機能を準備するべきか。 ICチップに書き込まれた情報の真正性を担保する必要があるか。
	6. IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準	<ul style="list-style-type: none"> 利活用する主体や個人情報の有無によって、講じる安全管理措置に違いを設けるか。 ICチップに書き込まれた情報の漏洩を予防する仕組みをどのように設けるか。
運用面	7. 利活用事務の各段階の留意点	<ul style="list-style-type: none"> すべての利活用事務の開始に当たって同意を取る手続が必要か。 不適切な利用があった場合に、どのような措置をとる必要があるか。 変更登録等でIC自動車検査証が新たに交付された際、情報を引き継ぐ措置を行う必要があるか。

資料3 自動車検査証のICカード化の ための技術的要件の検討

- 車検証ICカードのサイズや強度等の物理的な仕様については、ICカードに関する各種標準規格（ISO/IEC,JIS等）に準拠することを基本とし、自動車検査証の利用環境等の特性を踏まえ検討を行う。

項目	電子車検証における要件	説明
カード形状、サイズ	ID-1型カード (85.60×53.98×0.76mm) とする	国内の識別カードの物理的特性に関する標準規格（JIS X 6301）に定義されたID-1型とする（クレジットカード等と同等サイズ）
物理的特性（物理的信頼性、強度、品質）	ISO/IEC7810・JISX6301、 ISO/IEC14443-1・JISX6322-1 等に準拠する。 ただし、耐熱温度（高温環境）に関しては、90℃の環境下において寸法安定性等の要件を満たすものとする	標準規格への準拠を基本とし、一部要件については自動車検査証としての利用環境（高温下の車内で保管される等）を考慮し個別に設定する
信号インタフェース	JIS X 6322-2 B型(ISO/IEC 14443-2 Type B)に準拠する	国内の識別カードの信号インタフェースに関する標準規格（JIS X 6322-2）に定義されたB型とする

- 券面記載事項に係る基本的な考え方を以下に示す。
 - 利用者利便性を確保するため、自動車検査証記載事項の一部を券面に記載し、容易に目視確認できるようにする。
 - 自動車検査証の受取りのための来訪を不要とするため、継続検査等の結果、更新される事項については、券面に記載せず、ICチップへの記録のみとする。
 - 自動車検査証を利用する者の業務・運用において、他の記載事項と同時に目視確認すべき事項についてはICカードの表面に記載し、備考欄、管理番号その他の表面に記載する必要性が低い事項については裏面に記載する。
 - 券面記載事項は、自動車検査証を利用する者の業務・運用への影響を最小限にするため、可能な限り関係者の要望を踏まえたものとする。

券面記載事項（イメージ案）

《表面》

自動車検査証		令和 1年 9月 25日	東京運輸支局長	
品川	399	さ	1234	初度 令和 1年 9月 自家用
車台	ZZZ99-SAMPLE01			
種別	普通	用途	乗用	形状 箱型
車名	コクドコウツウ			
型式	ZXX-ABC99	原動	ABC-3DE	
燃料	ガソリン	総排	1.59	指定 98765 類別 0001
積載	-	車重	1350	総重
			1625	前後
定員	5	長さ	448	幅
使用者	国土 太郎			
				600

《裏面》

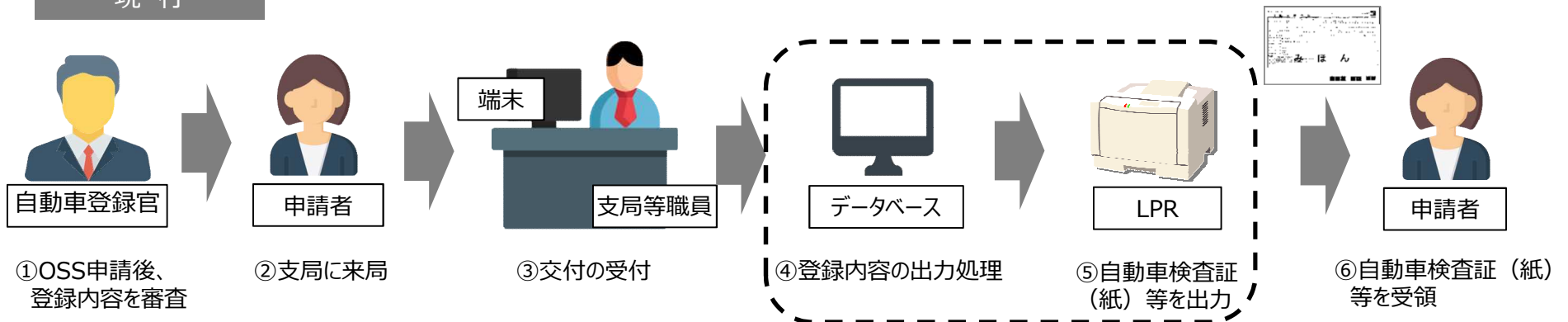
このカードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡下さい。				
《連絡先》車検証コールセンター 050-1234-5678				
				41119000001
備考欄	平成10年騒音96dB, その他			
記入欄				
初度	初度登録年月	指定	型式指定番号	前前
形状	車体の形状	類別	類別区分番号	前後
原動	原動機の型式	積載	最大積載量(kg)	前後
総排	総排気量(L) 又は 定積出力(kW)	車重	車両重量(kg)	前後
		総重	車両総重量(kg)	定員
				乗車定員(人)
				長さ: 長さ(cm)
				幅: 幅(cm)
				高さ: 高さ(cm)
				使用者: 使用者の氏名又は名称
				1234

- これまでの検討会等で示された券面記載に係る要望を踏まえ券面記載事項について検討を実施。
- 上記案に対し、自動車検査証を利用する関係者から意見を聞いた後、券面記載事項を決定する。

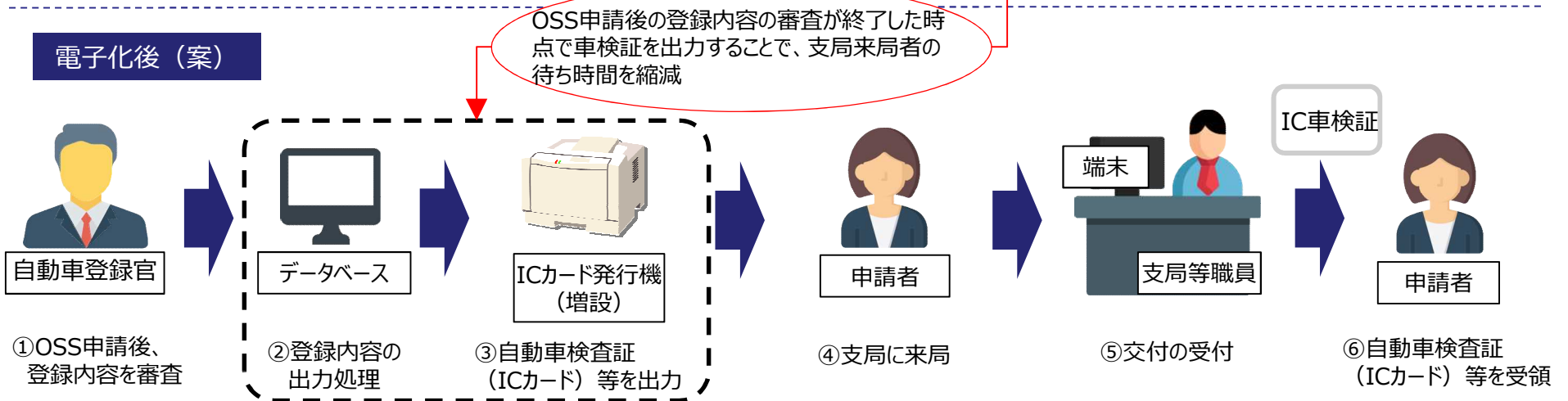
○自動車車検証が紙からICカードになることで、車検証一枚あたりの発行時間が大幅に増加することが見込まれる。IC車検証の円滑な発行に向けて、支局等における効率的な業務運用・フローを検討・実行する。

【例：新規登録（OSS申請）の場合】

現行



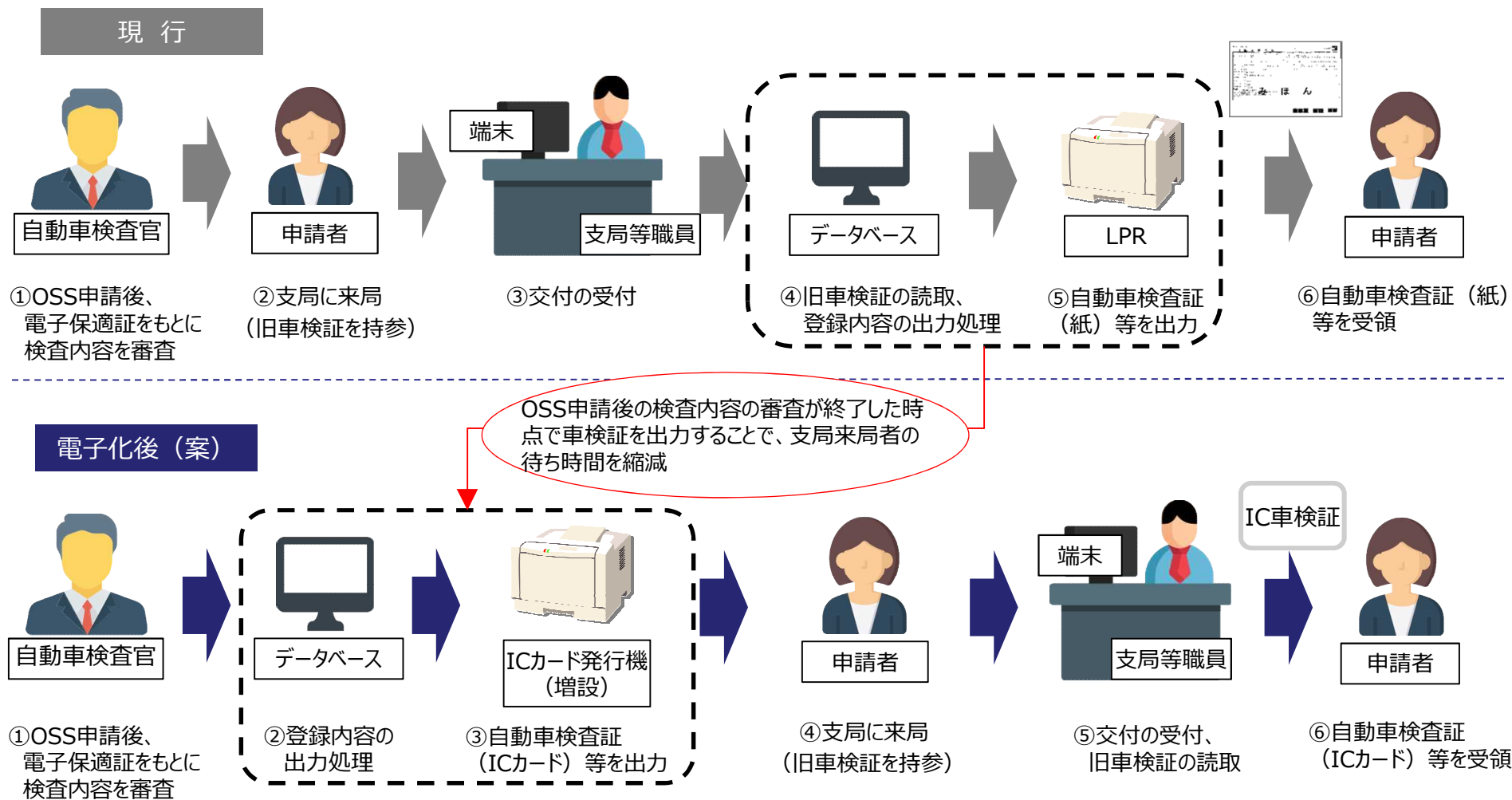
電子化後（案）



※現段階の案であり、今後、法令との整合性の確認・整理及びフロー変更による問題点の洗い出し・検証を行い、システム要件定義に反映する必要がある。

【例：継続検査（OSS申請）の場合】

※電子化後3年間のみ使用される運用。その後は記録等事務代行者がICチップの書換を行い、申請者の支局出頭は不要になる。



※現段階の案であり、今後、法令との整合性の確認・整理及びフロー変更による問題点の洗い出し・検証を行い、システム要件定義に反映する必要がある。

記録等事務代行業務に係る業務フロー案

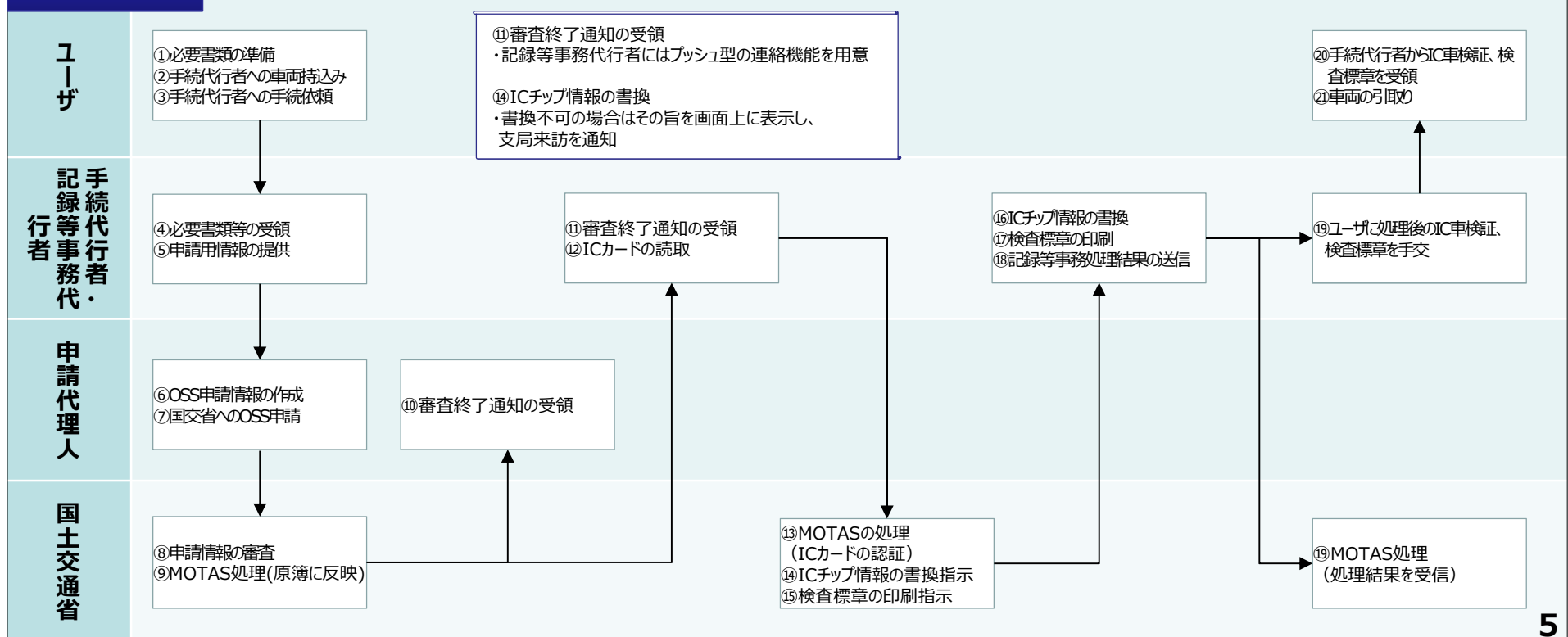
○新設される記録等事務代行業務について、想定される業務フローを以下に示す。

＜継続検査の場合（申請代理人：日整連等、記録等事務代行者：指定整備事業者）＞

関係者の役割

ユーザ	手続代行者・記録等事務代行者 (指定整備事業者)	申請代理人 (日整連/自販連/行政書士)	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> 必要書類の準備 手続代行者に車両の持込み 手続代行者に手続きの依頼 処理後の車検証等を受領 	<ul style="list-style-type: none"> ユーザから必要書類等の受領、申請代理人に申請用情報の提供 審査終了通知を受領し、ICカードの読取 ICチップ情報の書換、検査標章の印刷 記録等事務処理結果の送信 処理後の車検証等をユーザに手交 	<ul style="list-style-type: none"> 手続代行者から申請情報を入力してOSS申請情報を作成し、国交省にOSS申請 審査終了通知を受領 	<ul style="list-style-type: none"> 申請情報の審査 ICチップ情報の書換指示、検査票証の印刷指示 MOTAS処理（原簿反映、ICカードの認証、記録等事務代行者の処理結果を受信）

業務フロー



資料4 IC自動車検査証導入後のOSS 申請の充実・拡充の検討

OSS申請の充実・拡充の検討

現在、OSSに対応していない車両、または、OSSの利用が進んでいない主な車両は以下のとおり。関係機関における電子化の取組み状況や意向を踏まえ、今後、対応の方向性を検討。

	車両	OSSに対応していない理由/OSSの利用が進んでいない理由
1	登録手数料等が課されない官公庁等の所有する車両（公用車）	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所証明申請手続においては、各都道府県ごとに条例で（保管場所証明書申請に必要な）手数料の徴収要件を定めており、システムによる統一的な対応が困難であるため。 ・継続検査等の保管場所証明申請手続を含まない手続をOSSで申請するためには、公用車であることを証明する官職証明書もしくは職責証明書が必要となるが、当該証明書を利用した申請が可能であることの理解が進んでいないため。
2	自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責証）を電子化していない車両	<ul style="list-style-type: none"> ・自賠責証が電子化されていない場合には、当該書面を提出する必要があるため。
3	都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する車両	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県ごとに条例で減免要件及びその確認方法（必要書類等）を定めており、システムでの処理が困難であるため。
4	型式指定自動車以外の車両	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入の事実を証明する書面（自動車通関証明書等）や保安基準に適合していることが確認できる書面（自動車予備検査証等）が電子化されておらず、当該書面を提出する必要があるため。 ・運輸支局に車両を持ち込んで検査を受ける場合、OSS申請のメリットが小さいため。
5	二輪自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な書面（完成検査終了証等）が電子化されておらず、当該書面を提出する必要があるため。 ・申請形態が様々であり、運輸支局に車両を持ち込んで検査を受ける場合、OSS申請のメリットが小さいため。

第7回 自動車検査証の電子化に関する検討会 議事概要

1. 日 時：令和元年6月14日（金）10時00分～12時00分
2. 場 所：国土交通省（中央合同庁舎3号館）11階特別会議室
3. 出席者：石田委員、大山委員、川端委員、坂委員、新保委員、関委員、青山委員、荒岡委員、小笠原委員、岡安委員、久保田委員、木場委員、島崎委員、飯塚委員代理（徳永委員欠席）、堀内委員、岩田委員、今岡委員代理（武藤委員欠席）、和辻委員、奥田委員、大嶋委員代理（蔭山委員欠席）、林委員、（平木委員欠席）

4. 議事（概要）

(1) 事務局から資料1、2に沿って説明があり、その後意見交換を行った。

（委員からの主な意見）

- 車検証の空き容量に格納していただきたい情報として、例えば自賠責保険や任意保険といった保険の情報に関する意見が日本自動車販売協会連合会内でも挙げられている。
- アイデアを募集する際に、IC化される車検証の要件のようなものを応募される方に事前に提供することが良いのではないかと。免許証のIC化検討の際には免許停止や免許取り消しといった場面を想定し、利用者の手元から離れるということが考えられていた。同様に車検証の場合、運行停止となった際に車検証が車両あるいは利用者の手元から離れる等、その他様々な場面が想定される。そういった要件を整理した上で、利活用サービスを検討いただきたい。
- 本日の資料は空き容量をどう使うかについて焦点が当てられており、内容が少し狭く感じる。情報量の膨大さ、アップデートの価値、システム全体として捉えた時にスムーズに情報を出し入れできるといった内容を検討すべきではないか。
- マイナンバーカードは、現在、公的個人認証サービスとして電子証明、利用者証明の2つの機能が追加されており、この機能は資料に記載されている法律とは別の法律に起因している。サービスとしては、アプリケーションの追加とPKIを積みPKIの証明書に繋ぐという大きく2つの方法がある。後者についてはアプリケーションの数の制限がかからない。利用者証明にあたるものは個人識別としては非常に有効なものになると思う。例えば、車検証が有効かつ搭載されていないと車が動かない、あるいは車検証のICカードを交換する間にもPKIがあれば遠隔で確認・操作できるという利活用であれば面白い話ではないか。
- 車検証が免許制度とリンクできれば、この免許を持っていてこの車に乗っているということに対する正誤の判断ができるようになる。警察官による取り締まりの際に免許証と車のマッチングを確認することは必要だと思うが、乗った段階で警告が出るといった利用ができる形で進めていけると良い。民意に任せて活用してもらおうというものよりも、政府による取り組みであるため踏み込んだ活用方法が検討できると良い。

- 一般的な話でいうと、マイナンバーカードは個人の認証であるのに対し、保有者の属性を表すのが運転免許証である。持っているものを全て属性として管理するのであれば、車検証の利活用でも色々な組み合わせでのマッチングが可能となる。マイナンバーカードは無償配布しており、健康保険証としての利用の検討も進んでいるため、今後普及率は変わってくると思う。今後、車検証にも様々な情報が加わるということであれば、世界に類を見ない面白い話になってくるのではないかと。
- マイナンバーカードの個人情報を読み取るためには通常個人の了解が必要になるが、車検証の場合はオープンとなり、車検証のデータに誰でもアクセスできるようになるだろう。そのことも考慮し、広くアイデアを募集した方が良いのではないかと。
- アイデア募集で幅広く意見をいただき、仕組みとして備えなければならない事を知る必要がある。この制度を実施した際に、具体的に起きるリスクをどう把握するか検討する必要があると思う。また、車検証は個人ではなく、車に付属しているものという前提条件を明確にした上で、何ができるのか、何をしたいのか、どういう心配があるのかを議論できると良い。
- 自動車には所有者と使用者が存在する中で、電子化された車検証の空き容量を利用するにあたり、使用者にもアクセス権限を与えることとして考えて良いのか。

(2) 事務局から資料3に沿って説明があり、その後意見交換を行った。

(委員からの主な意見)

- 車検証の電子化は、マイナンバーカードのような個人の証明ではなく検査を受けた車の証明であるため、車には100%入っている必要がある。空き容量の利活用の際に個人の証明となる情報を多く搭載してしまうと、普及率を100%にすることは困難になるだろう。機能を拡大することは良いことだが、現状の車の作業に係る弊害を如何になくすかについての検討を先に進めていただきたい。
- アイデア募集の際には、様々な利活用方法が検討可能であるということを丁寧に説明する必要があると思う。アイデアの実現可能性や、法規制の枠組みに囚われずに意見を募集していただき、その後何ができるか検討する中で、法令等の関係で実現が難しいということであれば法令改正すれば良い、くらいの考えで取り組んでいただきたい。
- 車検証の電子化について、「法律上特定の車を識別して」と記載があるため、車のIDということは理解できる。ただし、データの所有権が誰なのか、使用について誰が許可するのかについて明確化されていない。車の使用者が変更となった場合にデータは消去するのか、使用者が車両を買い替えた場合に新しい車両の車検証にデータを移すことはできるのか等、説明いただきたい。
- データのポータビリティについて、ポータビリティ性を持たせるのかどうかについても重要なテーマだと思う。ICチップに格納されているデータ及び行政が提供している様々なサービスについて、参考になるものとしてスマートメーターが挙げられる。電力の使用量というデータは利用者のデータではあるが、電力会社側が保有する情報として管理責任は電力会社側にある。電力使用量という数値は個人情報ではないように思われるかもしれないが、電力会社にとっては個人情報に該当するため、管理範囲

についても慎重な議論が必要になると思う。今後検討事項として議論できると良い。

- 資料3の論点4に利活用方式をまとめていただいているが、可能性やリスクを探る際に、想定されるステークホルダーや利用シーンを作成いただきたい。想定できることを記載いただけると意見も多く頂けると思う。
- 具体的な利活用イメージが湧くよう、皆様からご意見ありましたように、利用シーンやステークホルダーなど想定できることも記載し、具体的な形で募集することをお願いしたい。

以上